

同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則

- 1 本規則は、本研究科において使用される教材の譲渡・複写・複製・紛失等が、作成者の著作権あるいは関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあり、また、実務関連科目（エクスターンシップ・クリニック・文書作成）の実施により知り得た情報の漏えいが、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるため、その防止を目的とするものである。
- 2 本研究科の学生及び研修生は、別紙記載の教材の管理・保管を厳重に行い、理由の如何を問わず、その譲渡・複写・複製・コンピューターネットワークによる配信等をしてはならない。
- 3 本研究科の学生及び研修生は、実務関連科目（エクスターンシップ・クリニック・文書作成）の実施に際し、知り得た情報を漏えいしてはならない。
- 4 本研究科の学生が、前記第2、3項の義務に反し、本研究科教授会が懲戒を要すると認めたときは、大学専門職大学院学則第32条に基づき、けん責、停学又は退学に処せられることがある。

附 則

1. 本内規は、2004年4月1日から施行する。
1. 本内規は、2005年4月1日から施行する。